

Vol.17

静岡県弁護士会通信

発行 2018(平成30)年 春号

静岡県弁護士会
Shizuoka Bar Association

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80

TEL054-252-0008 FAX054-252-7522 ホームページ<https://www.s-bengoshikai.com/>

ご挨拶

静岡県弁護士会 会長 大多和 晓



このたび、4月1日付で2018(平成30)年度静岡県弁護士会の会長に就任いたしました。宜しくお願ひ申し上げます。

当会には、今年4月1日時点で合計482名の弁護士がいます。そのうち、静岡県中部地区をエリアとする当会静岡支部に194名、西部地区をエリアとする浜松支部に147名、東部地区をエリアとする沼津支部に141名が所属しています。

また、当会には、51の委員会と8つのプロジェクトチームがあり、当会会員である弁護士が、各委員会やプロジェクトチームの委員となって活動しています。

皆様方に多少とも馴染みがあるものとしては、消費者問題委員会、子どもの権利委員会、法律相談センター運営委員会、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会、刑事弁護センター、憲法委員会などです。

さて、当会は、皆様方に対するリーガルサービス向上のために、法律相談センター運営委員会を中心となって、これまで様々な法律相談体制の充実をはかってきました。静岡市、浜松市、沼津市にある3つの法律会館(通称:弁護士会館)には、当会又は支部の職員が常駐し、日々、弁護士による法律相談を行なっています。また、掛川と下田にも法律相談センターを置き、法律相談を実施しています。さらに、各自治体などが主催する法律相談事業にも、弁護士を派遣しています。

また、法律相談センター運営委員会以外の委員会を中心となって行っている法律相談もあります。犯罪被害者支援委員会が中心となって行っている「犯罪被害者相談」、高齢者・障害者総合支援センター運営委員会が行っている「高齢者・障害者相談」、雇用と暮らしに関する委員会が行っている「労働と生活に関する相談」、業務改革委員会が関与する中小企業のための「ひまわりほっとダイヤル」などです。

これらに加えて、2014(平成26)年に、当会と静岡市自治会連合会との合意により、静岡市において自治会ホームページ制度が開始されました。

この制度は、自治会に加入している市民の皆様なら、各自治会担当弁護士に、電話で、無料での法律相談ができるというものです、昨年度からは、藤枝市や静岡県の西部地区・東部地区でも、類似の制度が開始されています。

さらに、昨年度から、法律相談のインターネット予約

も開始いたしました。

また、今年度からは、土曜法律相談が開始されます。これまで平日にしか行っていなかった静岡市、浜松市、沼津市の3つの法律会館で、土曜日における法律相談を行うというもので、まだ月1回の開催ですが、相談件数の状況を見ながら、今後検討を加えていきたいと思っています。

これらの法律相談制度を維持し、定着・発展させていくのが私の第一の重要な務めだと思っており、今年度は上記に加え、例えば、憲法記念日、法の日、文化の日、富士山の日などを記念した無料法律相談週間などを設けて、リーガルサービスの一層の向上をはかっていくことなどを検討していきたいと思っています。

弁護士会が検討すべき課題は、他にも沢山あります。例えば、成年適用年齢の引下げに関する諸問題です。公職選挙法が改正され、選挙年齢が18歳となったことから、民法や少年法の成年年齢の引き下げ問題が議論され、未成年者を保護してきた民法の未成年者取消権が18歳以上20歳未満に適用されなくなることなどについて、どのように考えるべきかなどです。また、成年後見制度の利用促進の問題があります。利用者は全国で約20万人とまだまだ少なく、また被後見人の自己決定権が余りに尊重されていないのではないかという問題があります。

さらに、今年度は、憲法改正の発議がなされるのではないかとも言われ、とりわけ憲法第九条の憲法的改正が問題となっています。自衛隊の存在を憲法上記載するだけとの意見がある一方、集団的自衛権を認めてしまつた中での自衛隊を憲法上に明記することは憲法の平和主義の原則に反するという意見もあります。法律家団体である弁護士会として、この問題に対して何らかの意見表明をすべきかが大きな問題です。いずれにしろ、憲法改正に関する研修会の開催、集会等への講師派遣や企画策定など、日本国憲法を知る機会を広く提供する活動が重要となりますので、当会としても、憲法委員会を中心に会全体でこうした活動を強めていく必要があります。

当会は、今年度も、法律相談などを通じて皆様の社会生活に少しでも貢献し、また、被害者や社会的弱者の救済など社会のあらゆる場面で活動を行っていく所存ですので、今後とも何卒宜しくお願い申し上げます。



浜松支部での

労 働 審 判



労働審判手続とは

労働審判は、平成18年から静岡地裁を含む全国の50カ所の地裁本庁で取り扱われている手続ですが、平成29年4月から、静岡地裁浜松支部でも利用できるようになりました。

労働審判は、労働審判法に基づく非公開の司法手続であり、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間に生じた民事上の紛争（解雇・賃金未払・配置転換・損害賠償請求等）の解決を図るための制度です。この手続は、平成11年ころから進められてきた司法制度改革の一環として生み出されたものですが、施行後10年以上を経過した現在では、法律実務家のみならず使用者側・労働者側からも概ね好評を博しているといわれています。これまで新しい司法制度が導入されても、必ずしも期待したような成果が得られないことも多かったのですが、労働審判制度はその中では珍しくうまく機能した成功事例であるといえます。では、なぜ成功するに至ったのでしょうか。

労働審判手続には以下のような特長があると言われています。

- (1) 労働審判官（裁判官）と労使双方から選出された労働審判員2名の計3名で審理するため、労働事件の実態に即した紛争処理が期待できる。
- (2) 期日が原則として3回以内と制限されており、集中的な争点整理・証拠調べ等が行われることから、民事訴訟等に比べて早期の解決が図られる。
- (3) 証拠調べにより形成された労働審判委員会の心証に基づき積極的に調停が試みられ、実際に7割を超える事件が調停成立により終了している。

簡単に言えば、労働審判では紛争解決までの時間が短く、比較的実態に即した妥当な解決が

得られやすい、ということになります。民事事件が全体的に減少を続けている中で、労働審判だけは施行後急増し、現在も高い水準で利用され続けていますので、社会的に有用な制度であることは間違いないと思われます。

支部での労働審判の実施に向けて

労働審判が平成18年にスタートしたとき、この手続が実施されたのは全国50カ所の地裁本庁だけでした。その後、平成22年から東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部の2カ所でも運用が始まりましたが、それ以外の支部ではなかなか労働審判手続は行われませんでした。

こうしたことから、平成20年ころ以降、特にその有用性が理解されるようになると、次第に全国各地の弁護士から「支部でも労働審判を実施してほしい」との声が上がるようになりました。やがて弁護会単位会・弁護士会連合会による運動へと広がるようになりました。支部の管轄地域に住む市民にとっては、距離や交通事情等から本庁まで赴いて労働審判を利用することは事实上困難なことも多く、地元の支部で取り扱ってくれれば随分使いやすくなるからです。静岡県弁護士会でも、東京高等裁判所との連絡協議会の場で毎年、沼津・浜松両支部で労働審判手続を取り扱ってほしいという要望を議題として提出してきました。

そして、平成28年1月、最高裁判所は長野地裁松本支部・静岡地裁浜松支部・広島地裁福山支部の3支部につき平成29年4月から労働審判を実施することを決めるに至りました。

このように、浜松支部での実施が決まったのは、全国各地からの要請運動が背景にあったからに他なりません。また、依然として沼津支部を含む26支部では、要望しているにもかかわらずまだ実施が実現していないという実情があります。



浜松支部での労働審判の実施準備

平成29年4月からの労働審判実施を控え、静岡県弁護士会浜松支部では同28年4月に浜松労働審判実施準備プロジェクトチームを起ち上げました。活動目的は、労働審判の需要の掘り起こしや弁護士の労働審判についてのスキルアップをはかることにありました。静岡地裁浜松支部との協議、労働者側・使用者側それぞれの熟練弁護士を講師に招いての会内学習会、労働組合団体や浜松市商工会議所を通じての説明会、浜松・松本・福山3支部間の情報交換会等を重ねました。平成29年2月に開催した静岡県弁護士会と日弁連との共催によるシンポジウムでは、浜松支部会員有志による労働審判寸劇が熱演され、200名以上の観客から大きな拍手を受けることができました。また、静岡地裁浜松支部も労働審判の実施には意欲的であり、できるだけ多くの新受事件が申し立てられるよう弁護士会との連携を図って行くとの姿勢を示してくれました。

浜松での労働審判の運用状況・実績

こうして平成29年4月から浜松支部で労働審判が始まりました。静岡地裁浜松支部民事部（裁判官6名）のうち、5名の裁判官が労働審判官として審理を担当し、労働審判員は本庁と兼務する人を含め労使5名ずつが選任されています。

最大の関心事であった浜松支部での新受件数については、平成29年4月から12月までの間で23件（同30年3月までの1年間では約30件）だったとの報告を受けています。ちなみに同29年1月から12月までの静岡県全体での新受件数は68件（したがって本庁では45件）であり、それ以前の年度件数がおおむね40～50件であったことから、労働審判の掘り起こし効果もある程度あったと見られます。

また、浜松支部の事件の終局事由は、既済19件中16件が調停成立であり、取り下げが2件、24条終了が1件で、審判となった事件は1件もなかったそうです。審理期間は、全体の

3分の2が第2回期日で終了しており、平均審理期間も約62日と全国平均の約70日よりやや短くなっています。全体的に見て良好な結果と見ていいと思われます。

今後の課題

労働審判は、労使紛争を短期間で適正に解決する手続として労使からも法曹からも高い評価を獲得しつつあり、これを全国の支部で実施することには大きな意義があります。静岡県内では、浜松支部と同様の規模・環境にある沼津支部でまだ労働審判が実施されておりませんので、早急にこれを実現するべく今後も会として活動を続けていきます。

法律相談インターネット予約が始まりました。

対象は、一般相談（離婚、相続・遺産分割・遺言、借地・借家、労働相談等）、交通事故相談、クレサラ相談（破産、債務整理）です。ご希望の相談日の4日前までに、静岡県弁護士会ホームページのトップページ（<https://www.s-bengoshikai.com/>）の「法律相談のご予約はひまわり相談ネット」より、ご予約ください。

土曜日法律相談が始まりました。

本年度（2018年4月～2019年3月）は、毎月第3土曜日の午前10時から午後0時までとなります（一枠30分）。静岡、浜松、沼津の各法律会館で実施いたします。

土曜法律相談は、電話での完全予約制となっておりますので、相談ご希望の方は、各支部の弁護士会事務局までお電話にてお申し込みください。

静岡支部：054-252-0008

浜松支部：053-455-3009

沼津支部：055-931-1848

静岡県弁護士会のロゴマークができました。

静岡の象徴「富士山」、青い海、弁護士の象徴「ひまわり」をモチーフにし、お気軽にご相談いただけるよう「柔らかさ」と「優しさ」をイメージしました。



各種法律相談のご紹介

2018.4.1現在

一般法律相談

静岡県弁護士会所属の弁護士が、交代で、相談を担当しています。

■相談時間 30分間 ■相談料金 5400円
民事法律扶助制度（資力に乏しい方に対し、法律相談料や、裁判費用や弁護士費用の立替を行なう制度）の利用も可能

■相談日時（土曜相談は中面参照）

- 静岡支部 毎週月曜日から金曜日
午前10時～12時 午後1時～4時
- 浜松支部 每週月曜日から金曜日
午前9時45分～12時
月・水・金曜日 午後1時～5時
- 沼津支部 每週月曜日から金曜日
午後1時～3時30分
- 掛川法律相談センター
※浜松支部にて予約受付
毎月第3水曜日 午後1時～4時30分
- 下田法律相談センター
※沼津支部にて予約受付 每週金曜日 午後1時～4時



交通事故相談

交通事故の民事上の法律問題についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午後1時30分～4時
毎週火・木曜日 午前9時30分～12時
- 浜松支部 每週火・木曜日 午後1時30分～4時
(掛川法律相談センター 每月第1水曜日 時間同上)
- 沼津支部 每週月・水・金 午後1時～3時30分
(三島：第2火、伊東：第3火、下田：第4月 時間同上)

クレジット・サラ金相談

借金の返済に悩んでいる方を対象とした相談です。

破産・再生・任意整理（過払い金返還請求を含む）等の借金整理のための手続についてアドバイスを致します。

■相談時間 30分間 ■相談料金 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週月・水曜日 午前10時～12時
毎週火・木曜日 午後1時30分～4時
毎週金曜日 午前10時～12時
午後1時30分～4時
- 浜松支部 每週月・水・金曜日 午後1時30分～5時
毎週火・木曜日 午前10時～12時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

労働と生活に関する相談窓口

解雇や賃金未払い等の労働問題（労働者の方からのご相談に限ります）、生活保護及びこれに関連する問題を対象とした相談です。相談申込に応じ、担当弁護士をご紹介いたします。

静岡支部

〒420-0853 静岡市葵区追手町10-80 TEL.054(252)0008

浜松支部

〒430-0929 浜松市中区中央1-9-1 TEL.053(455)3009

沼津支部

〒410-0832 沼津市御幸町24-6 TEL.055(931)1848

■相談料 初回相談料は無料

■相談日時 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し、原則として担当弁護士事務所で相談実施。

高齢者・障害者相談

高齢者・障害者の方々の、財産の管理、介護保険・福祉サービス利用、財産侵害等についての相談です。成年後見、財産管理等についてアドバイスを致します。

相談申込に応じ、担当弁護士を紹介します。

■相談時間 60分まで ■相談料 無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週水曜日 午後1時～4時
- 浜松支部 每週金曜日 午後1時～4時
- 沼津支部 相談申込に応じ、担当弁護士と協議し原則として担当弁護士事務所で相談実施。

※出張相談（有料）も行なっておりますので、お問い合わせ下さい。

※高齢者を対象とした無料電話相談も行っています。

県弁護士会の最寄りの支部にお申し込みください。

犯罪被害者相談

犯罪の被害に遭われた方を対象とした相談です。犯罪被害者支援に精通した弁護士が、犯罪被害に関する全般的な相（刑事手続参加、加害者対応等）をお受けいたします。

■相談時間 30分程度 ■相談料 初回相談は無料

■相談日時

- 静岡支部 毎週木曜日 午前10時～11時30分
- 浜松支部 ●沼津支部
相談申込に応じ、担当弁護士と協議し相談日時を決定（場所は原則として担当弁護士事務所）

静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター

静岡県弁護士会では、静岡県弁護士会所属の弁護士が各種のトラブルについて、解決のための公正中立な立場で仲介役を務める『あっせん・仲裁』も行なっております。利用のための手続等の詳細については、静岡県弁護士会発行のリーフレットをご参照下さい。

当番弁護士・当番付添人制度のご案内

万が一、あなたやあなたのご家族が逮捕されたとき、逮捕された警察署に弁護士が出向き、無料で一回に限り相談に乘ります。

また、希望があれば、弁護の依頼も受けます（有料）。資力の乏しい方は、刑事被疑者弁護援助制度（資力の乏しい方に対し、弁護士費用等の援助を行なう制度）の利用も可能です。

申込方法



弁護士会各支部への電話又はインターネットにて申込み

■電話受付時間

平日 午前9時～12時、午後1時～5時

当番弁護士・当番付添人についてのみ、土日・祝日、時間外は、留守番電話による受付をします。